

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
205	197 解説	<p>共有者は共有者全員の協議により共有物を分割することができ、共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる(258 I)。この点、協議による分割には、①現物分割、②価格賠償、③代金分割の方法がある。また、裁判による分割には、現物分割(258 I)及び代金分割の方法があり(258 II)、一定の要件を満たせば、価格賠償の方法をとることもできる(最判平8.10.31)。</p>	<p>共有者は共有者全員の協議により共有物を分割することができ、共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき、その分割を裁判所に請求することができる(258 I)。この点、協議による分割には、①現物分割、②価格賠償、③代金分割の方法がある。また、裁判による分割の場合も、裁判所は、①現物分割、②価格賠償のほか、分割方法により共有物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、③代金分割の方法によりその分割を命ずることができる(258 II・III)。</p>	23/10